

自動車整備業賠償共済保険

補償内容および保険料一部改定のお知らせ



おかげさまで、本保険は**制度発足50周年**を迎えることができました！
日ごろのご愛顧に感謝申し上げます。
加入始期日(更新月)から下記の内容を改定し、さらに充実いたします！

対物超過修理費用補償特約の自動付帯

▶ 保険料を据え置きで特約を追加しました。

受託自動車保険

パンフレット
P.2 参照

&Ucar自動車保険

パンフレット
P.6 参照

対物超過修理費用補償特約とは…

対物事故が発生し、相手自動車の修理費が時価額を超える場合に過失割合に応じて超過分(限度額50万円)をお支払いします。

免責金額の変更

▶ 免責を簡略化しました。

PL保険

パンフレット
P.2 参照



完納車車両事故の免責金額を廃止し、損害額の85%に相当する金額を保険金としてお支払いします。

火災保険水災保険特約

パンフレット
P.4 参照



風災、ひょう災、雪災の損害額20万円以上の支払条件を廃止するとともに、この特約の免責金額を災害の種類にかかわらず一律5万円に改定します。

▶ 免責金額を引き下げました。

&Ucar車両特約

パンフレット
P.6 参照



1事故あたりの免責金額20万円を10万円に引き下げます。

&Ucar契約 加入要件の緩和

パンフレット
P.7 参照

▶ 引受可能な前年度の中古車販売台数を、120台以下から210台以下に拡大しました。

火災保険水災保険特約保険料の改定

近年、台風やゲリラ豪雨等の自然災害が多発している状況から、損害保険会社各社において火災保険料が改定されることとなります。それに伴い、本制度における火災保険水災保険特約においても**保険料を約6%引き上げ**させていただくこととなりました。保険料についてはパンフレットP.5をご参照ください。



&Ucar車両特約保険料の改定

免責金額の改定に伴い**保険料を約10%引き上げ**させていただくこととなりました。保険料についてはパンフレットP.7をご参照ください。

このチラシは概要を記載したものです。詳しい内容については「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。

なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受損害保険会社にお問い合わせください。

【保険契約者】

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL: 03-3404-6141

【取扱代理店】

一般財団法人 全国中小企業共済財団(全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL: 03-3264-1511

【引受損害保険会社】

● 幹事 共栄火災海上保険㈱

営業開発部

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL: 03-3504-3422

あいおいニッセイ同和損害保険㈱

大同火災海上保険㈱

三井住友海上火災保険㈱

(50音順)

● 副幹事 損害保険ジャパン㈱

● 副幹事 東京海上日動火災保険㈱

B21041820220930